

令和 6 年

御殿場市議会 9 月定例会議案書

(議員提出分)

御 殿 場 市 議 会

目 次

議案番号	件 名	頁
議員提出議案第 6 号	御殿場市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例 制定について	1

議員提出議案第 6 号

御殿場市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び御殿場市議会会議規則（平成 3 年御殿場市議会規則第 3 号）第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市議会議長 様

提出者 御殿場市議会議員

高 木 理 文	森	順	阿久根 真 一	永 井 誠 一
後 藤 真 弥	芹 澤 勝 徳	小 林 昌 美	横 山	大
辻 川 公 子	池 谷 晴 一	菅 沼 芳 徳	高 村 芳 章	
川 上 秀 範	中 島 宏 明	小 林 恵美子	勝間田 博 文	
勝間田 幹 也	勝 又 正 人	林 義 浩	神 野 義 孝	
田 代 耕 一				

御殿場市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

御殿場市議会個人情報保護条例（令和 4 年御殿場市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。